



2025年1月27日

各位

会社名 株式会社銚子丸
代表者名 代表取締役社長 石田 満
(東証スタンダード・コード3075)
問合せ先 取締役副社長 石井 憲
電 話 043-350-1266

自己株式の取得及び自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による

自己株式の買付けに関するお知らせ

(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得及び
自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の買付け)

当社は、2025年1月27日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

当社の親会社以外の支配株主及び主要株主である筆頭株主に該当する当社取締役堀地かなえ氏より、その保有する当社株式の一部を売却したい旨の打診を受けました。

同氏の保有する当社株式が短期間に市場で売却された場合の当社の市場株価等への影響を考慮し、当該株式を自己株式として買い受けることについて検討したところ、当該株式を自己株式として取得することが、市場への影響を回避すること、並びに役職員のインセンティブ・プランの拡充、M&Aやアライアンスへの活用等を視野に入れた機動的な資本政策の遂行を可能とし、資本効率の向上にも資するものであると判断し、自己株式の取得を行うことといたしました。

2. 取得の方法

本日 (2025年1月27日) の終値 (最終特別気配を含む) 1,502円で、2025年1月28日午前8時45分の東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) において買付けの委託を行います (その他の取引制度や取引時間への変更は行いません)。

当該買付注文は当該取引時間限りの注文とします。

3. 取得の内容

2025年1月27日開催の取締役会における決議内容

(1) 取得する株式の種類	普通株式
(2) 取得する株式の総数	1,400,000株 (上限とします。) (自己株式を除く発行済株式総数に対する割合 10.19%)
(3) 株式取得価額の総額	2,102,800,000円 (上限とします。)
(4) 取得結果の公表	2025年1月28日午前8時45分の取引終了後に取得結果を公表します。

(注) 1. 当該株数の変更は行いません。なお、市場動向等により、一部または全部の取得が行われない可能性もあります。

2. 取得予定株式数に対当する売付注文をもって買付を行います。
3. 当社は、取締役である堀地かなえ氏から、その保有する当社普通株式（4,071,000株）のうち、一部（1,260,000株）をもって本自己株式取得に応じる意向を有している旨の連絡を受けております。

4. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本自己株式取得は、当社の親会社以外の支配株主及び主要株主である筆頭株主に該当する、取締役堀地かなえ氏が売り手として参加することを予定しており、支配株主との取引等に該当します。当社が2024年8月9日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」に関する本取引における適合状況は、以下のとおりです。

同指針では「当社と支配株主との間で取引が生じた場合には、一般取引条件と同様に適切な取引条件で行うことを基本方針とし、特に多額かつ重要な取引については事前に取締役会で十分に審議したうえで業務執行を行うことにより、少数株主の利益保護に努めております。」としております。そのため当社は、2025年1月27日に取締役会を開催し、支配株主その他施行規則で定める者と利害関係のない取締役3名（うち社外取締役1名）及び取締役監査等委員4名（うち社外取締役4名）が出席したうえで、本自己株式取得が、当社における資本効率の向上を図るとともに、役職員のインセンティブ・プランの拡充や、M&Aやアライアンスへの活用等を視野に入れた機動的な資本政策の遂行を可能とすることを主たる目的として実施されることを確認し、かつ、現在の株価水準及び今後の資本政策の可能性を考慮して十分な審議を行い、出席取締役全員一致により本自己株式取得に関する決議を行いました。よって、本自己株式取得は、かかる指針に適合していると判断いたします。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

公平性を担保するための措置として、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）を利用し、前日の株価終値（最終特別気配を含む）にて本自己株式取得を行う予定です。本自己株式取得に関して、専務取締役堀地元及び取締役堀地かなえは、当社支配株主その他施行規則で定める者に該当することから、上記取締役会における審議及び決議には参加していません。また、下記「(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要」に記載の通り、当社の独立役員である社外取締役の柴野智政及び社外取締役監査等委員の永井俊秀、登三樹夫、栗谷しのぶ、及び大塚万紀子の各氏より、本自己株式取得は、その目的、意思決定手続、取得方法等に鑑み、当社の少数株主にとって不利益なものではない旨の意見書を2025年1月27日付で取得しております。

よって、本自己株式取得は、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が取られていると判断いたします。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社の独立役員である社外取締役の柴野智政及び社外取締役監査等委員の永井俊秀、登三樹夫、栗谷しのぶ、及び大塚万紀子の各氏より取得した意見の概要は下記の通りです。

- ① 本自己株式取得は、取得時期・方法等に鑑み、資本効率の向上を図るとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とし、当社の企業価値の向上に資するものであること。
- ② 当社支配株主その他施行規則で定める者に該当する2名の取締役（専務取締役堀地元及び取締役堀地かなえ）を除いた取締役のみで本自己株式取得に係る取締役会の審議及び決議を実施することとしており、これにより当社取締役会の意思決定の公正性の確保、利益相反を回避するための措置がとられていること。
- ③ 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による取引であるため、取引条件の公平性が担保されていること。

- ④ 以上を踏まえると、本自己株式取得は、その目的、意思決定手続、取得方法等に鑑み、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」に適合しており、公平性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置は十分取られていることから、少数株主にとって不利益なものではないと判断されること。

5. その他特記事項

当社は、取締役である堀地かなえ氏から、その保有する当社普通株式（4,071,000株）のうち、一部（1,260,000株）をもって本自己株式取得に応じる意向を有している旨の連絡を受けております。堀地かなえ氏が本自己株式取得に応じた場合、当社の主要株主である筆頭株主が以下のとおり異動することが見込まれます。

	属性	議決権の数（議決権所有割合）			大株主 順位
		直接所有分	合算対象分	計	
異動前 (2025年1月27日現在)	親会社以外の支配株主 及び主要株主 並びに主要株主である 筆頭株主	40,710 個 (29.65%)	41,772 個 (30.42%)	82,482 個 (60.07%)	第1位
異動後	親会社以外の支配株主 及び主要株主	28,110 個 (22.80%)	41,772 個 (33.88%)	69,882 個 (56.67%)	第2位

- (注) 1. 議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数
異動前 787,500 株（自己株式 782,000 株、単元未満株式 5,500 株（自己株式 63 株含む）
異動後 2,187,500 株（自己株式 2,182,000 株、単元未満株式 5,500 株（自己株式 63 株含む）
2. 発行済株式総数（異動前・異動後共通） 14,518,000 株
3. 総株主の議決権の数に対する割合は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(ご参考)

2024年11月15日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を除く） 13,735,937 株
自己株式数 782,063 株

以 上